

コンプライアンス推進の取り組み状況について

1. 島根原子力発電所点検不備に対する取り組み状況について

■ 再発防止対策の主な実施状況

前回委員会報告以降における再発防止対策の主な取り組み状況は次のとおり。
なお、全体の実施状況は別紙（P 2）のとおり。

○不適合管理プロセスの改善

平成26年8～10月の不適合判定検討会において、309件の不具合情報を審議し、このうち93件を不適合とした。

今回、Aグレードは発生しておらず、Bグレードが2件発生している。

○原子力部門の業務運営の仕組み強化

原子力部門戦略会議を定例的に開催し、再発防止対策の進捗状況およびその運用状況について、有効性評価や今後の取組みの方向性を審議した。

また、シビアアクシデント時の本社対応能力向上と体制整備の活動状況および島根原子力発電所の新規制基準に係る主要工事の進捗状況について確認するとともに、原子力リスク管理部署等の体制整備について検討した。

○原子力安全文化醸成活動の推進

・行動基準の中間振り返りの実施（10月～12月）

島根原子力本部・発電所・建設所において、4～5月に策定したグループの「行動基準」について、決めたとおりの行動をとることができたかを振り返るとともに、グループによる話し合いを行っている。

・役員と発電所員との意見交換会の実施

日程	出席者	テーマ
8/20	・副社長 ・副長クラス	「担当内の課題，業務を進めるにあたり困っていること」等
10/7	・社長 ・部長以上	「新規制基準への対応に係る発電所の取り組み」等
11/5	・常務取締役 ・課長以上	「経営として目指す今後の基本的方向性，業務リノベーションの進め方」等

○第11回 原子力安全文化有識者会議の開催（10月）

点検不備の再発防止対策および原子力安全文化醸成活動の実施状況について議論し、島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性審査状況について情報提供した。

島根原子力発電所点検不備に係る再発防止対策の主な取り組み状況

直接的な原因に対する再発防止対策

点検計画表不備への対応

点検計画表の修正 (H22年6月末完了)

業務手順の改善・明確化, 手順書の見直し

直接原因に係る再発防止対策 (H22年7月末完了)

点検計画の作成・変更, 工事仕様書の作成手順の見直し等, 点検不備に至った業務手順の改善・明確化を実施。

その他の取り組み

点検計画表の継続的見直し

点検計画表における点検方法, 点検頻度等について, 機器の安全重要度, 劣化要因を考慮して, より妥当性の高い内容に継続的に見直し

◇点検計画表における点検方法, 点検頻度等の継続的見直しを検討するワーキンググループを結成し, 活動中。

保守管理活動全体を管理する「統合型保全システム(EAM)」の活用

・現在開発中のEAMにより, 紙ベースで管理している膨大なデータをシステムで管理
・「原子力強化プロジェクト」は, 発電所と連携して業務プロセスの改善による更なる業務処理の正確性および効率性向上を検討, 実施

◇2号機の点検計画表データをEAM保守管理データとして整備し, 第17回定期検査(H24/1開始)に向けて, H23/12に本運用を開始。

◇1号機についても, 点検計画表データをEAM保守管理データとして整備し, H24/10より運用開始。

点検時期を超過していた機器の健全性評価

◇2号機162機器の全てについて健全性の確認を終了(H22.7.27)

◇1号機349機器の全てについて健全性の確認を終了(H23.1.6)

根本的な原因に対する再発防止対策

根本的な原因

不適合管理

不適合管理を適切, 確実に行うための仕組みが不足していた。

マネジメント

規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく適切な対応ができなかった。

組織・風土

「報告する文化」「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。

原子力品質マネジメントシステムの充実

不適合管理プロセスの改善

■不適合管理が適切に行われ, 不適合の判断が限られた箇所等で決定されること等がないよう, 不適合管理プロセスを改善する。

- 不適合管理を専任で行う担当を設置 (H22.6.29)
 <活動状況> ・発電所員に対し, 不適合管理の必要性や基準についての教育を実施 (H22.7.29~8.2) ・品質保証講演会 (H22.9.16), 不適合判定検討会委員への専門教育 (H22.10.14)
- すべての不具合情報について検討し処置を決定する「不適合判定検討会」の運用を開始 (H22.8.1)
 <活動状況> 不適合と判定した事象全てを半月毎に当社ホームページ上で公開 (H22.9.7開始)

原子力部門の業務運営の仕組み強化 (保守管理体制・品質保証体制の再構築)

■規制要求の変化に速やかに対応し, 適切にマネジメントできる仕組みを強化する。

- 原子力部門の重要課題を統括する「原子力部門戦略会議」を設置 (H22.7.27)
 <活動状況> 第1回開催 (H22.7.27) ~ 第77回開催 (H26.10.24)
- 本社, 発電所からなる「原子力安全情報検討会」を設置 (H22.7.30)
 <活動状況> 第1回開催 (H22.8.13) ~ 第52回開催 (H26.9.19)
- 発電所の統括機能を強化し, 責任体制を明確化するため, 品質保証部・保守部を設置 (H22.9.7), 技術部・発電部を設置 (H23.3.1)。

原子力安全文化醸成活動の推進

■経営における原子力の重要性や地域社会の視点からの安全文化の大切さを全社 (関係会社・協力会社を含む) で醸成する活動を推進する。

- 社長直属の組織として「原子力強化プロジェクト」を設置 (H22.6.29)
 ・職場話し合い研修: H22年度3回実施。H23年度2回実施。H24年度2回実施。H25年度2回実施。H26年度は第1回 (4.14~5.23) を実施。グループと個人の行動基準も策定。10.27から行動基準の中間振り返りを実施中。
- ・役員と発電所・建設所員との意見交換会^(※)
 (※) 交換会で提案された意見は, 組織として対応を検討し, 検討結果を提案者へフィードバック
 H22年度8回実施。H23年度6回実施。H24年度6回実施。H25年度7回実施。H26年度は4.9, 7.14, 8/20, 10/7, 11/5に実施。
- ・原子力安全文化醸成研修会: H22年度3回開催。H23年度2回開催。H24年度2回開催。H25年度2回開催。H26年度は7.18に開催。
- ・福島支援派遣者座談会を実施し, 社内報に掲載 (H23年度)。
- ・原子力部門関係者の情報交換の場となる社内SNSを活用 (H22.12~継続中)
- 社外有識者を中心に構成する「原子力安全文化有識者会議」を設置: H22年度4回開催。H23年度2回開催。H24年度2回開催。H25年度2回開催。H26年度は第1回を10.10に開催。
- 地元の方々との対話活動の充実
 鹿島町・島根町・橋北地区全戸訪問 (H22年度), 技術系社員による見学会対応 (H22.7~継続中), 地元定例訪問への参加 (H22.7~継続中), 地元行事への参加 (H22.9~継続中), 地元意見の職場内共有 (H22.9~継続中)
- 原子力の重要性や安全文化の大切さを全社で確認する「原子力安全文化の日」を制定 (H22.6.3) H23.6, H24.6, H25.6に行事実施。H26.6に発電所で社長訓話, 「誓いの言葉」唱和等を実施するとともに, 全社に対し社長メッセージを発信。
- コンプライアンス強調月間行事として, 点検不備問題に関する風化防止ビデオの視聴など再発防止に向けた取り組みを実施。(H22.11, H23.11, H24.11, H25.11, H26.11)

2. コンプライアンス推進施策の主な実施内容について

○コンプライアンス強調月間の実施

11月の「コンプライアンス強調月間行事」として、次の施策を実施。

・会長メッセージの伝達（11月）

強調月間初日に全社員へ会長メッセージを伝達。

社員のコンプライアンス意識は高いレベルを維持しているが、日常業務で実践できているか定期的に見つめなおすことが重要であり、前向きな取り組みの積み重ねが、これからの競争環境を勝ち抜くための大きな武器になる。実践する際の留意点として、「ルールを守り、基本に忠実に取り組む」「お客さまの視点で考え、行動する」「現場・現物・現実を踏まえた業務運営を行う」の3点を強調。

・役員による事業所訪問（10～12月）

強調月間に同調して役員が全事業所（61カ所）を訪問し、コンプライアンス最優先の徹底や「経営として目指す今後の基本的方向性」等について、経営層の考えを社員と共有した。「新たな事業環境の中で当社グループが成長を続けていくためには、コンプライアンスの更なる取り組みを積み重ね、お客さまから信頼を得ていくことがますます重要になる」と訓示。本社においても実施した。

・社員意識調査結果および不適切事例についての話し合い（11～1月）

意識調査の結果をもとに、より良い職場作りに向けた取り組みにつなげるため、自職場の課題ならびに改善に向けた方策について各職場で話し合いを行う。またこれに加えて、コンプライアンス・リスク管理に関する不適切事案を題材にした事例を一つ選択して話し合う。

なお、意識調査結果に関しては、各事業本部・部門においても、所属組織や関係業務の現状・課題を把握し、改善のための対応策を策定・実施していく。

・風化防止ビデオの視聴（11月）

コンプライアンスに反する行為が社会に厳しく受け止められ、当社に大きな影響を与えたこと等を振り返る「風化防止ビデオ」について、過去の不適切事案のうち一つ以上を選択して視聴。

・「3つの行動」の実践に向けた教材による学習（11月）

コンプライアンス意識を日常業務での実践につなげるため、「3つの行動」の留意点を整理した教材により学習。（グループ会社にも教材を情報提供）

・ルールの適切性確認（11月）

実態として守ることが困難でルールの逸脱につながる恐れがある、または基準等が不明確で判断に迷うといった不適切事象につながりかねない等があれば報告する。

○コンプライアンス推進役・課長クラス研修（10月）

コンプライアンス推進体制を確認するとともに、社員一人ひとりがコンプライアンスを前向きにとらえ行動面で実践できるよう、職場づくりの要となる管理職の心構え・考え方を習得するため、昨年に引き続きコンプライアンス担当が中国5県に出向いて実施。

【研修対象】

- ・当社営業所・発電所・電力所等の各事業所，本社，支社のコンプライアンス推進役（事業所副所長等）および所属長（課長）
- ・グループ企業課長クラス

〔参考〕出席実績（ ）は昨年

当社326人（250人） グループ企業263人（110人）

※ 山口・島根・鳥取の社外会場利用等による受入拡大により増加

【研修内容】

◆コンプライアンス担当による研修（25分）

推進役・所属長の留意事項，コンプライアンス推進の取り組み状況（最近の不適切事案や企業倫理相談窓口の利用状況も紹介）

◆社外講師による講演（90分）

〈講師〉 笹本 雄司郎 氏（株式会社マコル取締役代表コンサルタント）

〈演題〉「現場・現物・現実を徹底して攻めのコンプライアンスを実践しよう」

○グループ会社の管理・指導面を強化

・グループ各社へのヒアリング（8～9月）

コンプライアンス推進部門長が中心となって、グループ27社を個別訪問し、各社の責任者に対して、コンプライアンス推進ならびにリスク管理・危機管理に係る取り組み状況についてのヒアリング・意見交換を実施。各社のリスク管理の運用状況を把握し、留意事項等とりまとめた。

・グループ各社の個別事案の水平展開（9月，12月）

9月に、中国電力グループで発生した個別事案7件（内部通報含む）について、今年度3回目の水平展開を実施。また12月に、4回目の水平展開（個別事案4件）を行った。（今年度計6回を計画）

今後も確実に実施し、グループ各社の未然防止に向けた取り組みへの反映および危機対応力向上を図っていく。

以 上